

日本比較内分泌学会 国際学会参加補助金規程

第1条（目的）

本会は、会員の国際的な研究交流および学術発表の機会を促進し、若手研究者の育成を図ることを目的として、国際学会参加に対する補助金制度を設ける。

第2条（対象学会）

本補助金の対象とする国際学会は、以下に記載する IFCES 関連学会とする。

International Congress of Comparative Endocrinology (ICCE)

Asia and Oceania Society for Comparative Endocrinology (AOSCE)

Conference of European Comparative Endocrinology (CECE)

The North American Society for Comparative Endocrinology (NASCE)

第3条（応募資格）

1. 継続して 2 年以上の会員歴があり、当該年度の会費を納入している者。会員歴は、学生会員としての期間も通算するものとする。
2. 学生もしくはポスドク（博士研究員）であること。
(学生とは、大学院博士課程（前期・後期）または修士課程に在籍する者を指す)
3. 第 2 条に記載の国際学会において発表が採択されていること、または採用見込みであること（応募時にその旨明記し、見込みの場合は採択後に速やかに事務局へ通知すること）。応募者は原則として筆頭著者であることとする。
4. 日本学術振興会特別研究員等、他の助成金を受けている者も応募を妨げない。ただし、IFCES 関連学会 (ICCE, AOSCE, CECE, NASCE) からトラベルグランツ等の渡航支援を受給する者は、本補助金の対象外とする。
5. 本補助金による助成は、同一の身分（学生、ポスドク等）では一回限りとする。

第4条（補助内容）

1. 補助金は、旅費、宿泊費、参加登録費等、学会参加に要する経費の一部を支援するものとする。
2. 補助金額の上限は以下を目安とする。
 - AOSCE : 15 万円
 - CECE、NASCE、ICCE : 20 万円
 - ICCE の補助金額は、開催地に応じて AOSCE または CECE、NASCE に準ずる
3. 採択件数および具体的な金額は、予算の範囲内で年度ごとに幹事会が定める。
4. 補助金は、原則として学会参加後に報告書（学会参加記）および経費の確認ができる書類（領収書等）を確認のうえで支給する。ただし、必要に応じて事前交付を認

- める場合がある。
5. 本補助金は、受給希望者の身分が変わっても、同一年度内に複数の国際学会への参加に対して重複して受給することは認めない。(参考：会則第5章 第32条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとする)

第5条（応募手続き）

1. 申請書類
 1. 所定の申請書（指導教員の所属・氏名・押印のあるもの）
 2. 発表要旨または採択通知の写し
2. 応募締切は、原則として当該国際学会の開催3か月前とする。
3. 申請書類は電子ファイル（PDF形式）にて事務局宛に提出することを原則とする。

第6条（審査および採択）

1. 応募者の中から提出書類に基づき審査を行い、各学会参加について数名分採択する。
2. 審査委員は、会長の指名により構成される。
3. 審査にあたっては、研究内容の独創性、発表の意義、若手支援の観点、公平性を重視する。
4. 特定の研究室や機関に偏らないよう配慮し、応募多数の場合には調整を行う。
5. 採択の可否および補助金額は、審査後速やかに応募者本人に通知する。
6. 採択者が辞退する場合は速やかに事務局に連絡すること。

第7条（報告義務）

1. 採択者は、学会参加後に本学会誌「比較内分泌学」に学会参加記を執筆・投稿し、そこに本補助金を受けたことを記載するものとする。なお、補助金についての記載は下記の例文を参考とする。

日本語：「本国際学会への参加は、日本比較内分泌学会 国際学会参加助成金の支援を受けて行いました。」

英語：「This participation in the international congress was supported by the Travel Grant for International Congress Participation from the Japan Society for Comparative Endocrinology.」
2. ホームページへの公開：「本会は、採択者の氏名、所属、発表題目等を本会ホームページに記載することとし、採択者はこれに同意するものとする。」

第8条（不正および返還）

虚偽の申請や補助金の不正使用が判明した場合には、補助金の返還を求めることがある。

第9条（規程の改定）

本規程は、必要に応じて役員会の承認をもって改定することができる。

以上